

城里町特定建設工事共同企業体取扱要綱

令和 3 年 6 月 28 日

告示第211号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成17年城里町告示第14号。以下「契約事務規程」という。）第28条第 3 項の規定に基づき、城里町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(施行方式)

第 2 条 共同企業体の施工方式は、次の 2 つの形態とする。

- (1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する方式
- (2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担して工事を施工する方式

(対象工事)

第 3 条 共同企業体に発注する工事は、次の表に掲げる契約予定金額の工事又は特殊な技術を要する工事とする。

対象工事	契約予定金額
土木一式工事	1億円以上
建築一式工事	2億円以上
設備等の工事（土木・建築工事以外のもの）	1億円以上

2 前項の規定にかかわらず、対象工事のうち工事内容等により共同企業体に発注することを要しない工事であると認めるときは、当該工事の発注を単独企業による入札又は共同企業体及び単独企業との混合による入札により行うことができるものとする。

(構成員の要件)

第 4 条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工種について、有資格業者であり、かつ、当該工種に対応する許可業種について当該許可を受けてから 3 年以上の営業実績があること。
- (2) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、請負実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した実績があること。

(3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を置きかつ、当該工事の施工に当たり当該監理技術者又は主任技術者を工事現場ごとに専任配置できること。

(構成員数等)

第5条 第3条に規定する対象工事に係る共同企業体の構成員数は、3者以内であること。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）を置くものとし、代表者は、城里町建設工事等有資格業者選定規程（平成17年城里町告示第15号。以下「選定規程」という。）第10条第3項に規定する総合数値が当該共同企業体の構成員のうちで最大でなければならない。ただし、乙型（分担施工方式）の場合においては、これによらないことができる。

(構成員の出資比率等)

第7条 甲型（共同施工方式）共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ次の表に掲げる比率以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2	30パーセント
3	20パーセント

2 乙型（分担施工方式）共同企業体の構成員の分担金額は、当該共同企業体の運営委員会で定めた額とする。

(複数共同企業体の構成員の禁止)

第8条 共同企業体の構成員は、同一発注工事において他の共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 共同企業体を結成したときは、特定建設工事共同企業体協定書を特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（様式第1号）又は特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（様式第2号）に準じ作成しなければならない。

(入札参加資格の審査申請)

第10条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、町長が指定する日までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第3号）において指名の決定があったものとみなす。

（共同企業体の存続期限）

第11条 共同企業体が建設工事の請負契約の相手方となったときの存続期間は、契約履行完了後3月を経過した日までとする。

2 工事を請け負うことができなかった共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約の締結があった日までとする。

（共同企業体編成表）

第12条 共同企業体は、発注工事について契約を締結したときは、速やかに特定建設工事共同企業体編成表（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（補則）

第13条 この告示に定めのない事項、又は特別の事情が発生した場合は、城里町建設工事等有資格業者選定委員会で決定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程の一部を改正する告示（令和3年城里町告示第210号）による改正前の第5章の規定によりなされた処分、手続きその他行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年告示第72号の23）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第106号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第274号）

この告示は、公布の日から施行する。

以下様式省略